

防 官 文 第 4 3 0 号
令和元年5月13日
一部改正 防地環第11555号
令和3年 7月 1日

大 臣 官 房 長
各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

エネルギー管理統括者
大臣官房長
(公印省略)

防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（通知）

標記について、別添のとおり定めたので通知する。
なお、防官文第3101号（29. 3. 13）は廃止する。

添付書類：防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について

防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について

1 趣旨

この規定は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第8条第1項に規定するエネルギー管理統括者の選任、職務等について（防官文（事）第13780号。22. 11. 8。以下「省エネ法通達」という。）第4項の規定に基づき、防衛省におけるエネルギーの使用の合理化等の適切かつ有効な実施を図るため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第5条の規定に基づき経済産業大臣が定めた、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）及び工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示271号。）の遵守等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この規定の適用範囲は、防衛省に設置される空気調和設備、換気設備、ボイラー設備、給湯設備、照明設備、昇降機、動力設備、受変電設備、BEMS、発電専用設備、コージェネレーション設備、事務用機器、民生用機器、業務用機器及びその他エネルギーの使用の合理化等に係る機器等のエネルギーの管理に適用する。

3 用語の定義

- (1) エネルギー管理統括者 省エネ法通達第1項第1号に規定する者をいう。
- (2) エネルギー管理企画推進者 省エネ法通達第2項第1号に規定する者をいう。
- (3) エネルギー管理員 省エネ法通達第3項に規定する者をいう。
- (4) 工場等 省エネ法第3条第1項に規定する工場等をいう。
- (5) 指定工場等 省エネ法第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は省エネ法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
- (6) 中長期計画書 省エネ法第15条第1項に規定する中長期的な計画をいう。
- (7) 電気需要平準化時間帯 省エネ法第5条第2項第1号に規定する電気の需給の状況に照らし電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯をいう。
- (8) エネルギー消費原単位 エネルギー使用量を、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（建物延床面積）で除したものをいう。
- (9) 電気需要平準化評価原単位 電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位をいう。

4 エネルギー管理体制

防衛省に、防衛省全体として効率的かつ効果的にエネルギーの使用の合理化等を図るためのエネルギー管理体制を整備することとする。

(1) エネルギー管理の責任者等について

防衛省におけるエネルギー管理の責任者はエネルギー管理統括者とし、エネルギー管理企画推進者はこれを補佐するものとする。また、各機関等ごとに各機関等におけるエネルギー管理の責任者として機関等エネルギー管理統括者を、これを補佐する者として機関等エネルギー管理企画推進者を置く。さらに、各工場等におけるエネルギー管理の責任者として工場等エネルギー管理統括者を置き、現場管理を行う者として指定工場等にエネルギー管理員を、指定工場等以外の工場等に任意エネルギー管理員を置くものとする。

(2) エネルギー管理企画推進者の選任について

省エネ法通達第2項第1号の規定に基づくエネルギー管理企画推進者の選任は、別紙第1の様式によるエネルギー管理企画推進者選任通知書を交付して行うものとする。また、エネルギー管理統括者は、遅滞なくエネルギー管理企画推進者の氏名等について機関等エネルギー管理統括者あて通知するものとする。

(3) 機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の選任及び職務について

ア 機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の選任について

(ア) 大臣官房長、施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官（以下「各機関等の長」という。）は、それぞれ各機関等ごとに機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者を、人事異動等選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任するものとする。

(イ) 上記（ア）の規定により選任された機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者については、別紙第2により遅滞なく通知するものとする。また、エネルギー管理統括者は、当該通知のあった機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の氏名等を全ての機関等エネルギー管理統括者あて通知するものとする。

イ 機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者の職務について

(ア) 機関等エネルギー管理統括者の職務

機関等エネルギー管理統括者は、省エネ法通達第1項第2号に規定する業務のうち、自らの機関等に係るものを行うものとする。

(イ) 機関等エネルギー管理企画推進者

機関等エネルギー管理企画推進者は、上記（ア）に規定する業務に関し、機関等エネルギー管理統括者を補佐する。

(4) 工場等エネルギー管理統括者の選任及び職務について

ア 工場等エネルギー管理統括者の選任について

大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官（以下「大臣官房長等」という。）は、工場等ごとに工場等エネルギー管理統括者を、人事異動等選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任するものとする。その際、大臣官房長等が必要と認める場合には、工場等エネルギー管理統括者に複数の工場等の工場等エネルギー管理統括者を兼任させることができることとし、大臣官房長、防衛大学校長及び防衛医科大学校長にあっては、機関等エネルギー管理統括者に工場等エネルギー管理統括者を兼任させることができるものとする。

イ 工場等エネルギー管理統括者の職務について

工場等エネルギー管理統括者は、工場等においてエネルギーの使用の合理化等を推進するものとする。

(5) 任意エネルギー管理員の選任及び職務について

ア 任意エネルギー管理員の選任について

陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官（以下「各幕僚長等」という。）は、省エネ法通達第3項の規定に基づき指定工場等ごとにエネルギー管理員を、指定工場等以外の工場等ごとに、任意エネルギー管理員を、人事異動等選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任するものとする。その際、各幕僚長等が必要と認める場合には、エネルギー管理員に任意エネルギー管理員を兼任させ、又は一人の任意エネルギー管理員に複数の指定工場等以外の工場等の任意エネルギー管理員を兼任させることができること

とする。

イ 任意エネルギー管理員の職務について

任意エネルギー管理員は、省エネ法通達第3項に規定する業務に準ずるものを行うものとする。

(6) 混在地区の取扱いについて

ア 混在地区における管理業務担当部隊等の選定について

共同機関や異なる機関等の部隊等が混在する地区（以下「混在地区」という。）については、当該混在地区に所在する部隊等を一つの工場等として取り扱うとともに、エネルギー、施設等の管理状況などを踏まえ、混在地区ごとにこれらの管理業務を担当する部隊等（以下「管理業務担当部隊等」という。）を選定することとし、混在地区に係るエネルギーの管理については、当該混在地区の管理業務担当部隊等が行うこととする。また、混在地区については、当該混在地区の管理業務担当部隊等が所属する機関等（管理業務担当部隊等が自衛隊地方協力本部の場合は陸上自衛隊）の機関等エネルギー管理統括者が統括管理するものとする。

イ 各混在地区の名称等について

上記アに規定する混在地区の名称、管理業務担当部隊等名、管理業務担当部隊等所属機関等名は、別紙第3のとおりとする。

5 エネルギーの使用の合理化等の取組方針

防衛省におけるエネルギーの合理化等の取組方針（以下「取組方針」という。）は次の各号に掲げるものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する目標

防衛省全体でエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標とする。目標達成のため、機関等エネルギー管理統括者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で自らの機関等におけるエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させるよう努めるものとする。

なお、中長期計画書の作成にあたっては、毎年度、当該中長期計画書を提出する年度から5年間を計画期間とする。

(2) 設備の新設及び更新に対する方針

機関等エネルギー管理統括者は、エネルギーの管理に係る設備の新設及び更新にあたっては、各工場等の実情等を考慮し、限られた予算を効率的に配分するよう努めるものとする。また、エネルギー管理統括者は、上記(1)の目標達成のため、各機関等ごとのエネルギー消費原単位の低減状況等を踏まえ、エネルギーの管理に係る設備の新設及び更新について必要な調整を行うものとする。

6 取組方針の遵守状況の確認及び評価、改善について

機関等エネルギー管理統括者は、別に定めるところにより、毎年度、各機関等における前年度のエネルギー使用量、エネルギー消費原単位の増減状況等を通知するものとする。

エネルギー管理統括者は、当該通知において、中長期計画書におけるエネルギーの使用の合理化に係る計画のエネルギーの使用合理化期待効果を踏まえて算出した前項第1号に規定する計画期間中のエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位が中長期的に見て年平均1%以上低減していない場合には、機関等エネルギー管理統括者から低減していない理由等を聴取した上で、必要に応じて改善するよう機関等エネルギー管理統括者を指導するものとする。

7 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的精査等について

エネルギー管理統括者は、第5項に規定する取組方針及び前項に規定するその遵守状況の評価手法について、毎年度、機関等エネルギー管理統括者からこれまでのエネルギーの使用の合理化の進捗状況、予算の執行状況等を聴取した上で、その内容を精査し、必要に応じてこれを変更することとする。その際、取組方針の内容を変更した場合には、その変更内容を、変更後に最初に提出する中長期計画書に反映させるものとする。

8 工場等ごとのエネルギー使用量等の把握

機関等エネルギー管理統括者は、別に定めるところにより、毎年度、各工場等ごとにその名称、所在地及び前年度におけるエネルギー使用量等を通知するものとする。

9 工場等における判断基準の遵守

(1) 工場等ごとの管理基準の作成

機関等エネルギー管理統括者は、判断基準に基づき、自らが統括管理する各工場等ごとに管理基準を作成し、エネルギーの使用の合理化に努めるものとする。ただし、同様の設備等が設置されている等の実情に応じ、複数の工場等に共通する管理基準を作成することができる。

(2) エネルギー管理員等への指導について

機関等エネルギー管理統括者は、工場等エネルギー管理統括者等を通じて、各工場等のエネルギー管理員又は任意エネルギー管理員に対し、判断基準に基づき、「運転の管理」、「計測及び記録」、「保守及び点検」及び「新設に当たっての措置」等の判断基準の遵守状況について、必要に応じて改善するよう指導するものとし、その評価結果を記載した書面を作成すること。

10 その他

各機関等の長及び機関等エネルギー管理統括者はこの規定の実施に関し、必要な事項を定めることができる。

エネルギー管理企画推進者選任通知書

所 属
官 職 氏 名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 8 条第 1 項に規定するエネルギー管理統括者の選任、職務等について（防官文第 1 3 7 8 0 号。2 2 . 1 1 . 8）第 2 項第 1 号の規定に基づき、省エネ法第 9 条第 1 項に規定するエネルギー管理企画推進者に選任する。

なお、任期は地方協力局環境政策課に所属する職にある間とし、同職を離れた日をもって当該エネルギー管理企画推進者の解任日とする。

年 月 日

エネルギー管理統括者

地方協力局長 （ 氏 名 ）

㊟

年 月 日

機関等エネルギー管理統括者等選任通知書

地方協力局環境政策課長 殿

機関等エネルギー管理統括者
(職 名) ㊞

防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（防官文第 4 3 0 号。令和元年 5 月 1 3 日）第 4 項第 3 号ア（ア）の規定に基づき、機関等エネルギー管理統括者及び機関等エネルギー管理企画推進者が下記のとおり選任されたので通知する。

記

機関等エネルギー管理統括者		機関等エネルギー管理企画推進者	
職 名	氏 名	職 名	氏 名

※各機関等の達等において、特定の職にある者を機関等エネルギー管理統括者又は機関等エネルギー管理企画推進者とする旨を規定している場合は、氏名の欄は空白のままとする。